

## 重要事項説明書【(介護予防)短期入所】 介護老人保健施設 葵の園・野田

### 1 介護老人保健施設 葵の園・野田の概要

施設名称	介護老人保健施設葵の園・野田	電話番号	04-7127-7171
所在地	千葉県野田市中里1389番地	サービスの種類	指定短期入所療養介護サービス 介護予防短期療養介護サービス
法人名	医療法人社団 葵会		
代表者名	理事長 新谷幸義	介護保険事業者番号	1252080034号

### 2 施設の職員体制 (短期入所療養介護を兼務します)

(単位:(常勤換算)人)

職種	常勤	非常勤	夜間	業務内容
医師	1			医学的管理
看護職員	10以上		1	医学的管理に基づく看護
介護職員	25以上		5	介護に関する全般
理学・作業療法士	2以上			リハビリテーション
支援相談員	1以上			利用者及び家族との相談・指導等
薬剤師	外部委託			調剤および薬学的管理
管理栄養士	1以上			栄養管理及び食品の安全衛生
介護支援専門員	1以上			施設ケアプランの作成
事務職員	2以上			施設内の庶務・総務
その他				施設内の環境整備等

※ 必要が生じた場合は、人員の変更を行う事ができる。

### 3 施設の設備概要

定員	100名		
居室	ユニット型個室 100室	診察室	1室
浴室	一般浴室と特殊浴室があります。	機能訓練室	1室

### 4 サービス内容

- ① 食事 管理栄養士が作成したメニューを提供いたします。
- ② 施設サービス計画に基づく看護・医学的管理下の介護
- ③ 入浴 最低、週2回入浴可能 清拭となる場合があります。
- ④ 機能訓練 (リハビリテーション)
- ⑤ 健康管理 療養室等で診療を受けることができます。
- ⑥ 理容・美容 月2回、理容・美容サービスを実施しています。(料金は自己負担)
- ⑦ レクリエーション 誕生会、季節に応じた利用者交流会を実施しています。

## 5 利用料金

### ① 基本料金

- 施設サービス費(介護保険制度では、要介護(支援)認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。)

下記の料金は野田市地域区分単価(10.27円)で計算されています。

ユニット型個室 1割負担(2割負担・3割負担)			
要介護度1	856円(1,711円・2,567円)	要支援1	638円(1,276円・1,914円)
要介護度2	903円(1,806円・2,709円)	要支援2	804円(1,607円・2,410円)
要介護度3	969円(1,937円・2,906円)		
要介護度4	1,024円(2,048円・3,072円)		
要介護度5	1,078円(2,155円・3,232円)		

上記料金の他別途料金加算があります。

### 別途加算【1割負担(2割負担・3割負担)】

各加算	1日あたりの料金	各加算	1日あたりの料金
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19円(37円・56円)	緊急時治療管理加算	532円(1,064円・1,596円)
夜勤職員配置加算	25円(50円・74円)	緊急短期入所受入加算	93円(185円・278円)
個別リハビリテーション実施加算	247円(493円・740円)	若年性認知症利用者受入加算	124円(247円・370円)
療養食加算(1日に3回を限度)	9円(17円・25円)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	206円(411円・617円)
総合医学管理加算	283円(565円・848円)		
重度療養管理加算	124円(247円・370円)	送迎加算(片道)※1	189円(378円・567円)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	サービス利用に係る自己負担額(介護保険対象サービス)の総月額額の7.5%		

※1 施設より、10 Km以内を送迎地域とします。10Km以上については下記料金が別途かかります。

- ・10 km以上 別途 257円/片道
- ・15 Km以上 別途 309円/片道

※2 介護職員処遇改善加算は、要介護度及び利用内容により加算額が変動いたします。

### ② 食費 ・利用者負担の段階により以下の内容になります。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階・2割負担・3割負担
要介護(支援)1	300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日	2,181円/日 朝600、昼806、夜775
要介護(支援)2					
要介護3					
要介護4					
要介護5					

※食費は、喫食数により変わります。

### ③ 居住費 ・利用者負担の段階により以下の内容になります。

<個室(ユニット)>

	第1段階	第2段階	第3段階①、②	第4段階・2割負担・3割負担
要介護(支援)1	880円/日		1,370/日	2,880円/日
要介護(支援)2				
要介護3				
要介護4				
要介護5				

## 6 その他の料金

- ・日用品費 1日あたり 411円 (ティッシュペーパー・バスタオル等の費用です。)
- ・教養娯楽費 1日あたり 72円 (レクリエーションやクラブ活動等に係る費用で、施設内で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。)
- ・文書作成料 1通につき3,300円～11,000円 (税別、情報提供等を希望される場合)
- ・理美容代 実費
- ・健康管理料 実費(インフルエンザ予防接種等に係わる費用)
- ・電気代 1日あたり55円(税込、利用申込者のみ)
- ・テレビリース 1日あたり220円(税込、数に限りがあります。持ち込み可)
- ・私物洗濯代(業者依頼) 100円/枚(税込110円)  
(ご希望の方は別途「(株)クラウンズ」と契約を結んでいただきます。)

### ※ 支払い方法

毎月上旬に前月分の請求書を発行いたします。支払の方法は指定の銀行口座振替を基本とし、それ以外の支払い方法は別途話し合いの上、双方合意した方法により月末までにお支払い下さい。ご入金の確認後領収書を発行いたします。

## 7 入退所の手続

### (1) 入所手続

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあれば入所いただけます。入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) 退所手続

#### ① 利用者のご都合で退所される場合

退所を希望する日の前日午後5時までにお申し出ください。

#### ② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護(支援)認定区分が、非該当(自立)と認定された場合(この場合、所定の期間の経過を持って退所していただくことになります。)
- ・利用者が病院または診療所に入院した場合。
- ・利用者がお亡くなりになった場合

#### ② その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由なく30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが、事業者やサービス従業者または他の入所者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合。なお、このいずれかの場合は、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。
- ・利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは、実費を請求します。

## 8 当施設のサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

- ・利用者の意思および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。
- ・利用者が可能な限り居宅における生活への復帰が出来ることを念頭に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、看護、医学的管理下における介護、必要な医療、機能訓練および日常生活上のお世話をを行います。
- ・地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者および他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### (2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年1回以上実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	※身体保護のため緊急やむを得ない場合のみ有り

### (3) 施設利用にあたっての留意事項

- ① 面 会 時 間 時間は午前9時から午後5時までとします。  
面会簿へ記入してください。
- ② 外 出 事前に届け出をしてください。
- ③ 飲 酒 ・ 喫 煙 飲酒はお断りいたします。施設内は全館禁煙となっています。
- ④ 設備・備品の利用 定められた場所で注意をもって正しく使用してください。
- ⑤ 私物の持ち込み 品物によって制限させていただく場合があります。
- ⑥ 貴重品の持ち込み 原則としてお断りいたします。
- ⑦ 施設外での受診 外出時に受診される場合は事前にご連絡ください。
- ⑧ 宗 教 活 動 お断りいたします。
- ⑨ ペット持ち込み お断りいたします。
- ⑩ 飲食物の持ち込み 医師、看護師にご相談ください。

## 9 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師により必要な処置を講ずるほか、「緊急連絡先」に速やかに連絡いたします。

## 10 非常災害対策

- ① 防火教育および基本訓練(消火・通報・避難) 年2回以上 (うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
- ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
- ③ 非常災害設備の使用方法の徹底 随時

## 11 業務継続計画の策定

- ① 感染症や非常災害の発生において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業員に対し、上部継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 12 虐待防止

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- ② 虐待防止ための対策を検討する委員会を定期的に行い、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針を整備しています。
- ④ 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 13 ワクチンの接種

集団感染防止の為、冬場に入所されている利用者インフルエンザワクチンを接種いたします(有料)。

## 14 サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当施設ご利用者相談・苦情担当  
(担当) 支援相談員 (連絡先) 電話:04-7127-7171  
(受付時間:月～金曜日 午前9時から午後5時まで)
- ② その他 当施設以外に、行政の相談・苦情窓口等でも受け付けています。  
千葉県国民健康保険連合会 電話:043-254-7409  
野田市役所 福祉部 高齢者支援課 電話:04-7123-1092

## 15 協力医療機関等

- ① 協力医療機関 医療法人社団 真療会 野田病院  
住所:千葉県野田市中里1554番地1  
電話:04-7127-3200
- ② 協力歯科医院 テシマ歯科医院  
住所:千葉県野田市尾崎846-19  
電話:04-7129-2020

## 16 当法人の概要

- ① 名称・法人種別 医療法人社団 葵会
- ② 代表者役職・氏名 理事長 新谷 幸義
- ③ 本部所在地 千葉県柏市小青田一丁目3番地12

令和 年 月 日

介護老人保健施設(介護予防)短期入所にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〔事業所〕 所在地 千葉県野田市中里1389番地  
名称 医療法人社団葵会 介護老人保健施設 葵の園・野田

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面より事業者から 介護老人保健施設 葵の園・野田の(介護予防)短期入所利用について、重要事項の説明を受けました。

〔利用者〕 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

家族(代理人) \_\_\_\_\_ 印

令和6年8月1日施行